

第233回埼玉県都市計画審議会

平成29年11月28日午前10時00分開会

場所 浦和ロイヤルパインズホテル

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまより第233回埼玉県都市計画審議会を開会いたします。

私は、本日司会を務めさせていただきます埼玉県都市整備部都市計画課、平賀と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、委員の出席状況でございますが、現在20名の御出席をいただきまして、2分の1以上の定足数に達しております。よって、本日当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

ここで、本日の資料を御確認させていただきたいと思っております。事前にお送りした資料が配付資料一覧表、委員名簿、議案概要一覧表、議案書、それから右上に「別添」と書かれているもの、それから同じく右上に「参考資料」と書かれているものでございます。加えて、本日お手元にお配りしておりますのが次第、座席表、それから右上に「第233回埼玉県都市計画審議会資料」と書かれておりますA4の綴りが1部ございます。資料は以上となっておりますが、不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本審議会は原則公開でございますので、資料の別添、意見書写しの個人情報に関する部分は黒塗りをしております。

それでは、ここで新たに御就任いただきました委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと存じます。

埼玉県都市計画審議会条例第2条第1項第1号に規定する学識委員といたしまして、獨協大学教授の黒川文子様でございます。

○黒川委員 よろしくお願いたします。

○事務局 東京大学大学院准教授の村山顕人様でございます。

○村山委員 よろしくお願いたします。

○事務局 川越商工会議所会頭の立原雅夫様でございます。

○立原委員 よろしくお願いたします。

○事務局 浦和大学講師の大島隆代様でございます。

○大島委員 よろしくお願いたします。

○事務局 次に、同第2号に規定する関係行政機関の職員といたしまして、関東運輸局長の河田守弘様でございます。

○久米代理 河田の代理の久米でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、学識委員の任期満了に伴い、現在会長が不在となっております。慣例により2期目の学識委員の中で年長でございます永瀬委員に臨時議長として会長選出までの労をおとりいただきたく存じますが、皆様よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○事務局 ありがとうございます。

それでは、永瀬委員様、どうぞ中央の議長席にお移りいただき、進行をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○臨時議長（永瀬） ただいま臨時議長に指名していただきました永瀬でございます。しばらくの間、臨時議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。恐縮でございますが、座って進行させていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

ただいまから埼玉県都市計画審議会会長の選出を行います。会長の選出につきましては、埼玉県都市計画審議会条例第4条第1項の規定によりまして、学識経験者の委員の中から委員の選挙によって定めることとなっております。どなたか御推挙はございますでしょうか。

〔発言なし〕

もし差し支えがなければ、前例に従いまして臨時議長による指名推選という形をとらせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（永瀬） ありがとうございます。

それでは、指名させていただきます。

前会長の久保田委員さんに引き続き会長をお願いしたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○臨時議長（永瀬） ありがとうございます。

それでは、皆様からの御賛同をいただきましたので、会長は久保田委員さんに決定をいたしました。

○事務局 永瀬委員、ありがとうございました。お席へお戻りいただきたいと思ひます。

また、久保田委員さんにおかれましては、会長席へお移りいただきまして、御挨拶を頂戴したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

〔臨時議長、会長と交代〕

○会長（久保田） ただいま再び会長という重責を担わせていただくことになりました埼玉大学の久保田尚と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本審議会、これまでもそうでしたけれども、埼玉県の非常に重要な都市計画の案件を扱っており

ます。それから、今日、後ほど御報告がありますけれども、今、日本全体の都市計画のあり方が非常に大きく変わろうとしている時期でございます。本審議会もそれに合わせて、ますます県の都市計画行政をバックアップしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、審議会条例第3項の規定によりまして、久保田会長から会長職務代理者の指名をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長（久保田） それでは、私から会長職務代理者につきまして指名をさせていただきます。

先ほど臨時議長として円滑な議事運営を進めていただきました永瀬委員さんをお願いしたいと思います。御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○会長（久保田） ありがとうございます。

それでは、会長職務代理者としては永瀬委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

この後は、審議会条例第5条第1項の規定により久保田会長に議長として進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（久保田） それでは、これから司会を務めさせていただきます。

本日、皆様お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。皆様の御協力をいただきまして、本日も慎重かつ効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

ではまず、会議録の署名委員につきまして、本審議会運営規則第5条第2項の規定によりまして私から指名をさせていただきます。

本日は黒川委員さん、それから白土委員さんをお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、本審議会は埼玉県都市計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱に基づきまして原則公開となっております。私としましては、本日は非公開にすべき案件はないと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、本日の審議会は全て公開ということで進めさせていただきます。存じます。

本日、傍聴の希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 はい、いらっしゃいます。

○議長（久保田） それでは、傍聴者の入場を許可したいと思います。よろしくお願い致します。

〔傍聴者入場〕

○議長（久保田） 議事に入ります前に、傍聴の皆様には傍聴上の注意を申し上げます。

先ほど事務局より傍聴要領をお配りしたと思いますので、それを遵守していただきますようよろしくお願い申し上げます。万一傍聴要領に反することをを行った場合には、退場をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

それから、写真撮影の御希望、報道の方ございますか。ないですかね。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 写真撮影の御希望がないということなので、進めさせていただきます。

これより第233回埼玉県都市計画審議会の議事に入ります。

本日は、お手元の次第でございますように、諮問案件が3件、それから土地区画整理法の規定に従って本都市計画審議会に付議する案件が1件、4件についての御審議をお願いしたいと思っております。

まず、議第5191号「川越都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事の方から説明をよろしくお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） 都市計画課長でございます。よろしくお願いいたします。議第5191号「川越都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は5ページから15ページ、あわせて前方のスクリーンを御覧いただきたいと存じます。

川越都市計画区域は、川越市、日高市、川島町の全域から成り、県のほぼ中央、都心から約40kmに位置しております。今回変更いたします路線は、川越市内の2路線でございます。

まず、3・4・8号南古谷駅前通り線についてでございます。本路線は、JR川越線南古谷駅の南口を起点とし、ふじみ野市境に至る延長約1,300m、代表幅員18mの都市計画道路であり、県道の南古谷停車場線及び県道の並木川崎線と重複しております。起点部が今回の変更箇所でございます。

川越市では、JR川越線南古谷駅の周辺整備事業を計画しております。この一環として新たに川越市決定として3・1・53号南古谷駅南口駅前広場を定めることとなりました。このことに伴い、南古谷駅前通り線の起点の位置を南に変更し、延長を約1,250mと変更いたします。あわせて、車線の数を2と決定するものでございます。

次に、もう一路線でございますが、3・3・43号小仙波上江橋線について御説明いたします。本路線は、川越市の大字小仙波を起点とし、大字古谷本郷に至る延長3,420m、代表幅員22.5mの都市計画道路で、国道16号と重複しております。変更箇所は、川越市決定の3・4・7号南古谷伊佐沼線との交差点でございます。

川越市では、先ほど申し上げました南古谷駅周辺整備事業の検討にあわせまして、周辺道路の再検討をいたしました。その結果、川越市決定である南古谷伊佐沼線を西側に並行している現道を活用した線形に見直すこととし、あわせて幅員を縮小することといたしました。このことに伴いまし

て、黄色に点滅する小仙波上江橋線の隅切りを削除するものでございます。あわせて、車線の数を4と決定するものでございます。

以上、御説明いたしました川越都市計画道路の変更について、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、川越市に対して意見照会をしたところ、賛成との回答をいただいております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして御質問、御意見などがございましたらお願いいたします。

お願いします。

○柳下委員 5191号ですけれども、地権者の1人が反対しているということを聞いているのですが、そのあたりのところはどうなっているのかということです。私が聞いているところによりますと、変更前のところには角にマクドナルドがあって、そこに地権者が貸しているけれども、変更後になるとそれが移転をします。そうすると、地権者としてマクドナルドが撤退してしまうのではないかというふうな心配もあると伺っているのですが、そのあたりの事実についてはどうつかんでいるのでしょうか。やはり一人でも反対の方がいらっしゃるという点では、丁寧な対応をお願いしながら進めてほしいと考えるわけですが。

以上です。

○議長（久保田） どちらの路線かお分かりですか。では、お願いいたします。

○幹事（都市計画課長） まず、今回の県決定の関係で隅切りを削除すると。これにつきましては、意見書の提出はございませんでした。あわせて、川越市決定で道路の変更を行っているわけですが、それに対して、意見書の提出があったということは確かに聞いております。交差部に近い部分を店舗などで土地利用されている方の地権者さんでしょうか。これは、法律的には市決定の部分ということで、県で具体的に何かを判断することにはなりません、市としてその各地権者さんの理解をいただきながら事業を進めていくというのは一般的に当然のことでございますので、必要性を御理解いただけるように改めて進めていくということで、県としては理解をしております。

○議長（久保田） どうぞ。

○柳下委員 ページでは15ページですが、そういった先ほど私がお話したような実情もありますので、この事業全体には反対ではありませんが、安心して進めるようにしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保田） わかりました。それは、御意見ということで承りたいと思っております。ありがとうございました。

ほかにもございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、ただいま若干御意見もございましたけれども、議第5191号の議案につきまして採決をいたしたいと思います。

原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） ありがとうございます。それでは、御異議ないものとしまして、本案は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議第5192号「狭山都市計画道路の変更について」を議題に供します。

幹事の方からの御説明をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5192号「狭山都市計画道路の変更について」御説明いたします。

議案書は17ページから25ページ、あわせて前方のスクリーンを御覧ください。

狭山都市計画区域は、狭山市の全域から成り、県の南西部、都心からおおむね40kmに位置しております。今回変更いたします3・4・4号熊谷入間線は、入間市境から日高市境に至る延長2,180m、代表幅員16mの都市計画道路であり、国道の407号及び国道299号と重複しております。今回の変更箇所は、狭山市決定の3・5・13号笹井柏原線との交差点でございます。

狭山市では、工業団地に隣接するこの笹井柏原線につきまして、平成30年度から事業着手を予定しております。事業実施に当たりまして、交通量解析を行った結果、熊谷入間線との交差点に右折車線が必要となり、笹井柏原線を拡幅することといたしました。この右折車線の設置に伴い、交差点形状が変更となることから、熊谷入間線の隅切り部分の区域を変更するものでございます。赤でお示ししているところが追加をする区域、黄色で表示しておるところが削除する区域で、いずれも隅切りの部分でございます。また、この路線はこれまで車線数を定めておりませんでしたので、車線数を2と定めるものでございます。

以上、御説明いたしました狭山都市計画道路の変更について、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、狭山市に対して意見を照会しましたところ、賛成との回答をいただいております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、採決に移りたいと思います。

議第5192号の議案につきまして、原案のとおり決定するということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、御異議ないものとして、本案は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議第5193号「毛呂山・越生都市計画下水道の変更について」を議題に供します。

それでは、幹事からの説明をよろしく願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、議第5193号「毛呂山・越生都市計画下水道の変更について」御説明いたします。

議案書の27ページから35ページ、あわせて前方のスクリーンを御覧ください。

毛呂山・越生都市計画区域は、毛呂山町、越生町、鳩山町の3町から成り、県の中央部、都心からおおむね50kmに位置しております。

都市計画下水道として定める内容は、整備する区域を定めるというものでございます。本来下水道の都市計画は市町村が定めるものでございますが、本都市計画下水道は3町にまたがっているということから、県で定めるものとなっております。

今回の変更は、現計画で予定しておりました市街化区域内での下水道整備がおおむね完了したことから、下水道区域を新たに追加するというものでございます。変更する区域は、3町のうち毛呂山町でございまして、川角地区及び下川原地区の2地区でございます。

まず、川角地区から御説明いたします。今回拡大する区域は、赤でお示した18haの区域でございます。本区域は、現在市街化調整区域ですが、区域の中央には県道が通っており、沿線には住宅が建ち並んでいる状況でございます。また、住宅から排出される汚水は、浄化槽で処理され、道路側溝を経由して1級河川の越辺川に放流されている状況でございます。

次に、下川原地区でございます。今回拡大いたします区域は、赤でお示した区域でございます。本区域は、昭和50年代に開発された住宅団地で、先ほどの川角地区と同様浄化槽で汚水を処理し、その処理水は道路側溝を経由し、1級河川の葛川に放流されているという状況でございます。

以上の2地区の合計26haを整備区域として追加することにより、毛呂山・越生都市計画下水道の排水区域全体を約830haから856haに変更するものでございます。

以上、御説明いたしました毛呂山・越生都市計画下水道の変更について、都市計画法の規定に基づき2週間案を縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。また、毛呂山町、越生町、鳩山町に対して意見を照会したところ、いずれの町からも賛成との回答をいただいております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） それでは、ただいまから採決に移りたいと思います。

議第5193号につきまして、原案のとおり決定するという事で御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田） 異議ないということで、本件は原案のとおり決定といたします。ありがとうございました。

以上で都市計画法にかかわる審議を終了いたしまして、続きまして土地区画整理法に基づく議第5194号「川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」を議題に供します。

幹事からの御説明をお願いいたします。

○幹事（市街地整備課長） 市街地整備課、川辺でございます。よろしくをお願いいたします。着座にて説明いたします。

議第5194号「川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業の事業計画に係る意見書について」御説明申し上げます。議案は、議案書の37ページから43ページ、あわせて別添として意見書の写し、また、参考資料として意見書の要旨と見解を示してございます。前のスクリーンを御覧いただきながら説明させていただきたいと思っております。

川口市が施行する川口都市計画事業芝中央沿道第1土地区画整理事業の事業計画を定めるに当たり、本計画案を平成29年8月18日から31日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、施行地区外の1名の方から知事宛てに1通意見書の提出がございました。このため、本議案は土地区画整理法第55条第3項の規定により、提出された事業計画に係る意見につきまして採択すべきか、採択すべきでないか御審議をいただくものでございます。御審議の結果、採択すべきであると議決された場合、知事は川口市に対し必要な修正を加えるべきことを求めます。採択すべきでないとして議決された場合は、知事はその旨を意見書の提出者に通知いたします。

本事業の内容につきまして御説明させていただきます。当地区を含む約43haの地区は、昭和38年に土地区画整理事業により整備する区域として都市計画決定をしております。しかし、地元の合意形成が調わなかったことから、着手には至らず、50年以上経過しております。このうち意見書の対象となる芝中央沿道第1土地区画整理事業の区域は、都市計画道路蕨芝線、芝神根線沿道の約1.4haの地区でございます。

川口市は、43ha全体の整備について平成21年10月からまちづくり勉強会で検討しております。その結果、全面的な区画整理事業ではなく、段階的に整備を行うこととなりました。これを受け、平成23年11月にはまちづくり協議会が発足し、蕨芝線、芝神根線沿道の整備について検討を行ってまいりました。沿道関係権利者の意向調査等を経まして、土地区画整理事業の手法により整備することを決定したものでございます。土地区画整理事業の手法により整備する都市計画道路の全延長は約830mでございます。このうち地権者の合意形成が調った約370mにつきまして、芝中央沿道第1土地区画整理事業として整備するものでございます。

本事業は、小規模な土地区画整理事業により都市計画道路とその沿道を整備し、防災性の向上と住環境の改善を図るものでございます。換地の手法により宅地を再配置いたしますことから、都市計画道路沿道に狭小な宅地や不整形な土地が残ることはございません。あわせて、区画道路、公園、緑地等を整備いたします。

それでは、御審議の対象となる意見書の内容につきまして御説明いたします。御審議の対象となる事業計画の意見は、施行区域に関する事、道路、公園等の配置計画や減歩率などの設計の内容に関する事、事業の施行期間や資金計画に関する事などでございます。御審議の対象とならない意見は、既に都市計画決定で定められた施設に関する事、施行地区外に関する事、今回の事業計画で定められていない換地や補償に関する事などでございます。

それでは、提出された意見書の内容について御説明申し上げます。意見書は、お手元の別添にございます。また、その要旨を参考資料の意見書及び見解にまとめてございますので、御覧ください。参考資料を御覧ください。提出された意見のうち御審議いただく事業計画に係る意見は、要旨1でございます。要旨1、関係権利者が少ない事業であることから、権利者全員の合意がないまま事業計画の決定をすべきではないとの御意見でございます。これに対します川口市の見解は、今年の8月までに施行地区内の地権者46名全員と個別面談を行い、口頭での同意を得ているとのことでございます。市では、今後引き続き地区外につきましても事業の説明をさせていただきながら御理解と御協力を得られるよう努めていくとのことでございます。

このほか、事業計画に関わらないと判断した意見は、参考資料要旨2以下でございまして、要旨2、事業未決定地区の同意が不十分である、要旨3、地区外に異常な交差点がある、要旨4、都市計画道路につながる生活道路が幅員8mと狭く、危険である、要旨5、自動車を優先する道路づくりではなく、安心安全な道路づくりを望むとのことでございます。このうちの要旨2、3、4は施行地区外に関する意見でございます。要旨5につきましては、既に都市計画決定された施設に関する意見でございます。このことから、今回の御審議の対象外とさせていただきました。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（久保田） それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

お願いします。

○柳下委員 この意見書の事業計画に関わらない意見というところの要旨4のところですが、西側の幅員8mの歩道もない生活道路につながる計画であって、危険であるというのですが、これはどのような危険な状況と認識しているのかということです。

この意見書を出している方が1名ということで、私もこの1名の方にお話を伺いました。もしましたら、地権者の人の意見では、権利者の同意をきちっと取って納得して進めてほしいという御意見でした。県は、当然そういう形で進めていくというように思うのですが、その点についてはい

かがかと思うのです。

16m道路が途中から8mになります。その状況を見ても、危険ではないかなというように思うのですが、そのあたりのところの御説明をお願いします。

○議長（久保田）　お願いします。

○幹事（市街地整備課長）　この意見書にある8mの道路というのは、緑色で示している部分でございます。今回整備する都市計画道路16mは、赤色点線で囲んだ部分です。この8m道路とこれから整備する16m道路部分が接続することで危険性があるのではないかという御意見と伺っております。ここにつきましては、川口市といたしまして安全施設の整備等で、交通の安全については十分配慮してまいると伺っておるところでございます。

また、2つ目の質問の地権者の同意につきましてでございますが、今回着手した2カ所、ここについては全ての地権者からの同意を得ておりますが、まだこの除いてある部分、ここについてはまだ全員の合意とまでは行っていないということをお伺いしております。そういったことから、やはり事業を円滑に進めるためには一人でも多くの同意が必要ですので、川口市は今後この部分につきましての合意形成に努めていくということでお話は伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（久保田）　どうぞ。

○柳下委員　そのような方向で進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保田）　ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田）　それでは、これから議第5194号につきまして採決をいたします。

まず、採決の方法について御説明を申し上げます。今回審議する意見は、参考資料にありますような意見でございますが、まず全体を通して採択すべき意見があるかどうかを皆様にお尋ねしまして、採択すべき意見があるという方が半数に満たないという場合には個別の意見についてのお尋ねはしないで、本案については全て採択すべきでないいたします。もし採択すべき意見があるという方が半数を超えた場合には、個別の意見についてそれぞれお尋ねして、採択すべきかどうかを1つずつ採決するというようにしたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（久保田）　ありがとうございます。

それではまず、お尋ねします。本意見については、採択すべき意見書の意見があるとお考えの方は挙手をお願いいたします。

〔挙手少数〕

○議長（久保田） お一人でございます。では、挙手少数でございますので、本案につきましては採択すべきでないいたします。ありがとうございました。

以上をもちまして本日の議事は全て終了となりました。

続きまして、幹事からまちづくり埼玉プランの見直しについて報告があるということでございますので、これを許したいと思えます。

では、幹事から御報告をお願いいたします。

○幹事（都市計画課長） それでは、見直しを進めておりますまちづくり埼玉プランについて御説明いたします。

なお、このまちづくり埼玉プランの見直しを進めるに当たりましては、本審議会から見直しの基本方向についての御提言をいただいたところでございます。そのことについて厚くお礼申し上げます。

本日の説明資料は、当日配付資料として机の上にお配りさせていただきましたA4縦長の冊子状の資料「まちづくり埼玉プラン改定版（素案）」が1冊、またA3横長の「まちづくり埼玉プランの見直しについて」の2種類でございます。説明は、主にこのA3横長の資料で行い、一部A4縦長の冊子を用いることといたします。

それでは、A3横長の資料「まちづくり埼玉プランの見直しについて」を御覧いただきたいと存じます。このまちづくり埼玉プランは、県の都市計画の基本指針として平成20年3月に策定され、目標期間を策定後20年間としているところでございます。都市計画制度を運用する際の原則やまちづくりの進め方の例示などで構成され、県や市町村で県全体の都市計画やまちづくりの大きな方向性を共有するものとして活用しております。

体系でございますが、図にお示ししているとおり、埼玉県5か年計画及び埼玉県都市計画審議会からの提言を踏まえ、策定しており、その下に連なる各種の都市計画の指針となっております。

見直しの背景ですが、策定から約10年が経過し、人口減少、超高齢社会の同時進行、身近に迫る災害への備えといった社会経済情勢の変化や新たな法制度の動きに対応するため、見直しを行うものでございます。

次に、資料の右側上段を御覧ください。見直しのスケジュールでございます。図にお示ししているとおり、本年8月の第232回都市計画審議会において取りまとめたいただいたまちづくり埼玉プランの見直しの基本方向の御提言を受け、その後県ではプラン素案を作成し、10月から11月にかけて県民コメントや市町村意見照会を実施してきたところでございます。

次に、本審議会からの提言における主な意見を整理しております。現プランが掲げる将来都市像、まちづくりの目標は現在も通じる内容であることから、踏襲する、また都市の拡大の抑制とコンパクトプラスネットワークの強化、また大規模災害への備えとして、切迫する首都直下地震などの自然災害による被害を最小限に抑えるための防災、減災対策の充実、また地域の特徴を生かすという

観点から、優れた交通網を生かした産業基盤づくり、地域資源を活用した観光まちづくりの推進などの御意見があったところがございます。

次に、これらを踏まえ、まちづくり埼玉プラン素案作成における主な見直しのポイントでございます。まず、将来都市像、まちづくりの目標は、現在のプランからの変更は行わず、踏襲いたします。その上で、提言などを踏まえ、都市の拡大を抑制、地域コミュニティの維持、活性化のため小さな拠点の形成、拠点間を結ぶ公共交通の利便性の向上、あるいは観光振興に寄与する施設の計画などを追加したところがございます。

次に、資料の2ページ目を御覧ください。こちらは、まちづくり埼玉プラン改定版（素案）の概要でございます。まず、素案の構成でございますが、大きく序章及び第1章から第5章までとなっております。序章におきましては、見直しの背景、位置づけあるいは目標期間などについて記述しております。

第1章の「まちづくりの課題」では、時代の潮流と課題といたしまして、先ほど見直しの背景で御説明いたしました人口減少、超高齢社会の同時進行のほか、グローバル化の進展への対応として新たな観光需要の取り込み、身近に迫る災害への備えなどを示しております。また、埼玉のまちづくりの現状と課題ですが、市街地の低密拡散化として空き家の増加問題などに触れ、さらに圏央道の整備効果などに触れた交通環境の充実と幹線道路の渋滞、また住民や企業などのまちづくりへの参加意識の高まりなどを記述しております。

なお、前回の審議会において提言をまとめる際、委員から御意見のあった、例えば大規模災害に対しては備えとすべきこと、あるいは圏央道整備による県土の変化に関する記述が弱いことなどの御指摘につきましては、こちらの中で表現の変更や記述の追加を行ったところがございます。

第2章「将来都市像・まちづくりの目標」でございますが、内容は現プランを踏襲し、変更はいたしておりません。将来都市像は、みどり輝く 生きがい創造都市、またその下のまちづくりの目標としてコンパクトなまちの実現、地域の個性ある発展、都市と自然・田園との共生、この3点を示しております。

続きまして、資料の右側を御覧ください。第3章の「目標実現へのアプローチ」では、まちづくりの目標を実現するための都市計画制度の運用についての基本的な考え方を示し、あわせてまちづくりの進め方についての例示をしたところがございます。このまちづくり埼玉プランの柱とも言えます都市計画制度の運用につきまして、具体的に土地利用の基本方向、都市施設、市街地開発事業、自然的環境の整備・保全の4点につきましてそれぞれの基本方向を示したところがございます。

「土地利用の基本方向」では、都市の拡大を抑制、都市機能がまとまった拠点の形成、地域コミュニティの維持、活性化のための小さな拠点の形成、拠点間を結ぶ公共交通の利便性の向上、あるいは秩序ある産業基盤づくりの推進などを示しております。

なお、前回の審議会において委員から御意見のあった交通弱者の移動を守る旨のことにつきまして

ては、市街化区域に関する記述の中で公共交通の利便性の高い駅周辺などで商業機能の集積を図るなどのところで反映しております。また、同様に御意見のあった市街化調整区域やまち郊外部に残された住民の生活の確保との御意見につきましては、市街化調整区域の記述の箇所ですら日常生活に必要なサービスを確保し、既存集落を維持するため既存の学校や公民館などを活用した小さな拠点により地域コミュニティと住環境の維持、保全を図るなどとの記述をしたところでございます。

2つ目の「都市施設の基本方向」では、高速道路網を生かした道路ネットワークの計画、土地利用計画と整合を図った都市施設の整備、活用、観光振興に寄与する施設の計画などを示しております。

前回の審議会におきまして委員から御意見のありました生活道路における安全確保などに関しましては、この箇所ですら生活道路の安全と利便性の向上を図るなどとの記述をしたところでございます。

3つ目の「市街地開発事業の基本方向」では、都市機能の誘導や防災性の向上などによりまちの価値を高めるなどといったものを示し、4つ目の「自然的環境の整備・保全の基本方向」では、豊かな水辺や緑の空間を都市近郊や日常生活の身近なところで保全、創出、再生するなど示しております。

また、この章におきましては、まちづくりの進め方の例示も記載したところでございます。これにつきましては、恐れ入りますが、A4縦長の冊子、「まちづくり埼玉プラン改定版（素案）」を御覧いただきたいと思っております。その中のまず22ページでございます。この22ページ以降にまちづくりの進め方の例示がございます。5つほど例示をしております。まず、「1 駅からはじまるまちづくり」として、「（1）中心市街地の集中整備」、「（2）医療・福祉・子育てのまちづくり」について記述をいたしました。

続きまして、23ページをお開きいただきまして、「2 地域の魅力を生かしたまちづくり」といたしましては、「（1）景観まちづくり」、「（2）観光まちづくり」についての記述をしたところでございます。

続いて、24ページでは、「3 みどりと川のまちづくり」及び「4 環境と調和した産業基盤づくり」の記述でございます。

なお、前回の審議会におきまして委員から御意見のあった先端産業の整備の視点につきましては、ここで成長が見込まれる産業分野を育成、集積するため、国、大学、研究機関などと連携し、産業基盤づくりを進めますとしたところでございます。また、同様に意見のあった点、産業基盤づくりに当たっては、乱開発を防止としていた表現の再検討につきましては、整備が進む産業団地などの周辺地域での資材置き場等の乱立を防ぐという趣旨から、素案の中では産業基盤づくりに際しては、自然環境や田園などの周辺環境との調和を図るとともに、周辺地域においては乱開発を抑止しますと修正したところでございます。

次に、25ページをお開きください。ここでは、「5 地域ぐるみの防災まちづくり」として、被

害軽減の取組などについて一括して記述したところがございます。

恐れ入りますが、またA3横長の資料に戻らせていただきます。続きまして、第4章は「連携と推進」でございます。まちづくりの目標を実現するための連携の進め方について考え方を示しており、趣旨は現行のプランから大きく変更はしておりません。

最後に、第5章の「地域のまちづくり」では、地域の個性ある発展を進めるため県南ゾーン、圏央道ゾーン、県北地域と秩父地域を合わせた県北ゾーンの3ゾーン4地域とした区分と各地域の特徴や主な取組などを示したところがございます。

以上、まちづくり埼玉プランの見直しについて御説明させていただきましたが、今後につきましてはこの素案をもとに案の作成を進め、2月の定例県議会へ議案として上程させていただきたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保田） ただいまの御報告につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○板橋委員 2点ほど質問のような意見のような、ちょっとさせていただきます。

まず、こちらの素案の5ページですが、時代の潮流と課題という部分で、(5)の「身近に迫る災害の備え」とあります。これは、まさしくそのとおりなのですけれども、昨今北朝鮮から弾道ミサイル云々ということで、政府では最近地下の施設のことに言及するなど、いろいろ素早い対応をとっているのですが、そうした部分について取り上げるべきかどうかという検討はなされているかどうかということがまず1点。

それと、もう一つ、19ページ、「都市計画の制度の運用」で、19ページの第3の「(1)背景・課題認識」の中で、オ、区画整理についてはまちなかでは整備がなかなか進んでいかない、そういう難しいという課題をうたっている一方で、(3)のアで駅周辺の家屋が密集した市街地では重点的に進めますと。ちょっとこれ整合性をどういうふうに理解していいのか。私も地元の区画整理の審議を十数年やっていますが、区画整理自体、今の時代に即した事業手法とはなかなか言い難い現状があるというふうに認識をしているのですが、その辺いかがでしょうか。

以上、2点。

○議長（久保田） 2点御指摘がりましたが、いかがでしょう。

○幹事（都市計画課長） まず、災害への備えの部分で、このまちづくり埼玉プランは都市計画制度を運用する上での指針として策定しております。都市計画制度の中で主に対象としておりますのは、大きくは自然災害という部分で考えておりますので、特に具体的に北朝鮮の脅威ですとかは、このまちづくり埼玉プランですとか都市計画制度の運用の中ではやや難しいのかなと考えております。

具体的な議論をしたのかということですが、そういう根本的な部分がありますので、具体的な議論はしてはいないという部分でございます。それも入れた方がいいのか、入れない方がいいのか

かというところは、具体的には検討していない、要するにそういうものではないという前提で作っておるところでございます。

続きまして、区画整理の関係でございます。確かになかなか区画整理の手法が時代に合っているかどうか、実務的にはいろいろな規模ですとか身の丈に合った区画整理だとか、そういったことを進めているところでございますが、同時に駅周辺ですとか魅力を高める場所、あるいは密集地の防災性を高める場所というようなものもございます。これは、事業を進めていく中でどこもかしこも行うということではなく、選択と集中の観点から特定の目的を持ったところについて重点的にやっていこうということで、そういった趣旨で書いているというところでございます。

○議長（久保田） どうぞ。

○板橋委員 それでは、意見にとどめますけども、さっきまず1点目の質問に関しては、そうしたことは検討していないという御返答でありました。ぜひその辺はさまざまな観点から自然災害にとどまらないというふうを考えておりますので、検討していただきたいなというふうに意見を申し上げます。

それと、2番目の区画整理のことに関しては、答弁として何をおっしゃっているのか私には理解できませんでした。ぜひ様々な手法を考えて、この文章もぜひ整合性のつくような、私でも分かりやすい内容にさせていただきたいというふうに意見を申し上げて、終わりにします。

○議長（久保田） ありがとうございます。

それ以外に何か御指摘ございますでしょうか。

どうぞ。

○村山委員 2点御質問がございます。

まず、1970年代とか80年代に計画的につくられた住宅地のことですが、区画整理とかその他の市街地開発整備の手法によって良好な都市基盤、道路とか公園ができていくわけですね。こういうところが今高齢化で空洞化しそうになっているわけですが、都市の拡大を抑制するとして、駅を中心にまちをコンパクトにしていくといった書き方だと、その過去に拡大して投資した住宅市街地の有効活用が余り強調されていないような気がするのですが、その点について教えていただきたいということが1点です。

それから、そのこととも関係するのですが、そういった過去に投資した住宅地が意外と駅から遠いところに立地していたりして、そうすると駅を中心にまちをコンパクトにしていくということと本質的に矛盾すると思うんですね。先ほど御意見ありましたとおり、駅の周辺の市街地というのはスプロール市街地のところが多くて、そういうところで今さら土地区画整理事業するのはなかなか難しいわけで、そうすると駅を中心に居住などを誘導するよりも、少し離れた住宅地と駅のアクセスをよくして、駅から少し離れていても後世に残していくべき市街地というのがあれば、それを積極的に位置づけていくことも重要なのかなというふうに思っています。これ国の立地適正

化計画制度が示していることとちょっと矛盾していて、いろいろな自治体で実は問題になっていることなので、埼玉県で、全ての住宅地がそういうところにあるということではありませんけれども、このことについてどういうふうに考えていくのか。場合によっては国が示している、非常にシンプルに書いてあるので、誤解もあるんですけども、必ずしも全てコンパクトプラスネットワークにしないでいいのではないのかなというふうに思います。ちょっと極論かもしれませんが、やはり地域の実情に応じて都市計画を進めていかないといけないと思っていますので、その辺少し柔軟に対応できるような書き方にしていただけたいのかなというふうに思いました。

○議長（久保田） 何かございますか。

お願いします。

○幹事（都市計画課長） 過去に大規模住宅団地の開発などが県内でも行われていて、高齢化で、あるいは都市機能が流出してだとか住民が減っている、そういったところについて、地元としてどういう対応がいいかという検討をされている地区も具体的にございます。ストレートなお答えになるかは、ちょっと余りにも大きな課題でございませうけど、このまちづくり埼玉プランの中では、市街化区域の土地利用というところで14ページの記述のほぼ中央でございませうけど、（3）の（エ）のところには老朽化が進む大規模住宅団地などについての再生を進めますという、問題認識として、取組としてこういったものを進めるべきだということの記述はしたところでございませう。これを具体的に各地区でどうやっていくか、これはまたその各地区の特徴を踏まえながらやっていくということでございませうけど、このまちづくり埼玉プランのくくりの中では、そういったものの再生を進める必要があるという認識を行政の共通認識として持ちたいということで記述をしたところでございませう。

それから、2点目の駅から離れたところの整備が重要というお話もございまして、今回のまちづくり埼玉プランあるいは現在の都市計画制度の運用の中で、一番大きな課題として考えているのはどうしてもコンパクトなまちづくりプラス郊外の拠点もございませうので、プラスネットワーク、これがやはり外せないというところで、これを大上段に掲げて都市の拡大を抑制だとか拠点を結ぶ交通の整備強化だとか、こういったことを趣旨としては織り込んだところでございませう。具体的に駅から離れたところの整備をするのか、駅前を集中的にするのか、その辺は確かにいろいろ地区の状況もあると思いますので、実際の制度運用に当たってはいろいろな工夫が必要であろうというふうな認識を持っているところでございませう。

○議長（久保田） どうぞ。

○村山委員 1点だけ私の発言の誤解があるといけないのですが、駅から離れた場所の整備というよりは、それは新規整備をせよということではなくて、今あるストックを維持していくという意味で郊外住宅、駅から離れたところの重要性を指摘したところであります。

○議長（久保田） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（久保田）　そうしますと、この素案をこれから案にしていくということなので、今日いただいた御意見、非常に貴重な御意見いただきましたので、参考にしていただければと思います。ありがとうございました。

ほかにございませぬようでしたら、この議題についてもこれで閉じたいと思います。

それでは、本日の審議は全て終了いたしました。御協力ありがとうございました。

傍聴の方につきましては、事務局の指示に従って御退席をお願いいたします。

〔傍聴者退場〕

○議長（久保田）　それでは、以上で議長の任を解かせていただきます。

事務局にお返しいたします。

○事務局　久保田会長、議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては御熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第233回埼玉県都市計画審議会を閉会といたします。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時01分　閉　会